

芦屋市監査基準

第1章 一般基準

(監査委員が行うべき監査、検査、審査その他の行為の目的)

第1条 本市において監査委員が行うべき監査、検査、審査その他の行為は、本市の事務の管理及び執行等が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施されることを確保し、もって住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、本監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、相当な注意をもってその職務を遂行し、自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を議会及び市長等に提出する。

3 監査委員は必要と認める場合、監査対象部局に対して然るべき措置を講じるよう促すこととする。

(監査等の範囲及び目的)

第2条 本監査基準における監査等は次に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

一 財務監査 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、そしてその組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること

二 行政監査 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、そしてその組織及び運営の合理化に努めているかを監査すること

三 財政援助団体等監査 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを監査すること

四 決算審査 決算とその他関係書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査すること

五 例月現金出納検査 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかを検査すること

六 基金運用状況審査 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかを審査すること

七 健全化判断比率等審査 健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であることを審査すること

八 内部統制評価報告書審査 市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査すること

2 監査委員が行う前項の監査等を除く監査、検査、審査その他の行為は、法令の規定に基づき、かつ、本監査基準の趣旨にのっとり、実施するものとする。

(専門性)

第3条 監査委員は、本市の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持及び確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、監査委員の事務を補助する職員に対し、監査委員の職務が法令の規定と本監査基準に則って遂行されるよう、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

第2章 実施基準

(監査計画)

第4条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することを目的に、リスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）の内容及び程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。監査計画には、監査等の種類、対象、時期、実施体制、実施方法等を定めるものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象若しくは状況が変化した場合又は監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

(リスクの評価)

第5条 前条第1項のリスクの大小は、当該部局における財務事務等についてのルールを整備状況及び運用状況に即して評価するものとする。

(監査等の証拠入手)

第6条 監査委員は、監査等のため、必要な証拠を関係機関の協力を得て入手するものとする。

(各種の監査等の有機的な連携)

第7条 監査委員は、各種の監査等を相互に有機的に連携して行うことを基本に監査等を

行うものとする。

第3章 報告基準

(監査等の結果に関する報告書の作成及び提出)

第8条 監査委員は、財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係る監査の結果に関する報告書を作成し、議会、市長及び関係する委員会等に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告とともにその意見を提出するとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができるものとする。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告書を作成し、議会及び市長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査、健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査を終了したときは、その意見を市長に提出するものとする。

(監査等の結果に関する報告書の記載事項)

第9条 第2条記載の監査等の結果に関する報告書には、原則として次に掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 一 監査が法令の規定と本監査基準に準拠している旨
- 二 監査等の種類
- 三 監査等の対象
- 四 監査等の目的と着眼点（評価項目）
- 五 監査等の実施内容
- 六 監査等の結果

(合議)

第10条 監査等のうち、次に掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- 一 監査の結果に関する報告（財務監査、行政監査及び財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。）の決定
 - 二 監査の結果に関する報告とともになす意見の決定
 - 三 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
 - 四 決算審査に係る意見の決定
 - 五 基金運用審査に係る意見の決定
 - 六 健全化判断比率等審査に係る意見の決定
 - 七 内部統制評価報告書審査に係る意見の決定
- 2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致せず合議により決定することができない場合には、その旨及び当該事項についての各監査委

員の意見を議会、市長及び関係のある委員会等に提出するとともにこれを公表するものとする。

(公表)

第11条 監査委員は、次に掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- 一 監査の結果に関する報告
- 二 監査の結果に関する報告とともになす意見
- 三 監査の結果に関する報告に係る勧告

(措置状況の公表等)

第12条 監査委員は、監査の結果を報告した者及び監査結果の報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者及び監査の結果に関する報告に係る勧告をした者に対して、適宜、措置状況の報告を求めることとする。

(その他)

第13条 本監査基準の実施に関して必要な事項は、監査委員の合議により別に定めるものとする。

附 則

本監査基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

本監査基準は、令和6年6月1日から施行する。